

# 広島県指定構造計算適合性判定機関委任基準

## 第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、広島県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第6条の3第1項及び法第18条第5項の構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせること（以下、「委任」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第383号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。

## 第3 委任区分

判定機関への委任は、次の区分に従い行う。

- 1 延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物（法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による一の確認申請又は法第18条第2項若しくは同条第4項の規定による一の計画通知における別棟（法第20条第2項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積1,000m<sup>2</sup>以下の建築物（以下、「附属建築物」という。）を含む。）
- 2 前号のうち、広島県内に事務所を置く全ての判定機関が判定することができない建築物
- 3 大臣認定プログラム（法第20条第1項第二号、同項第三号イ又は同項第四号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラム）によって安全性を確かめた延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以下の建築物（第1号の附属建築物を除く）

## 第4 委任基準

判定の委任は、次の各号の基準に適合する判定機関にするものとする。

### 1 業務区域

広島県全域を業務区域とすること。

### 2 業務範囲

(1) 第3各号の委任区分のうち、1以上の区分の判定を業務に含むこと。

ただし、第3第1号の業務を行わない場合は、第3第2号及び第3号の区分の判定を業務に含むこと。

(2) 第3各号の委任区分のうち、委任を受ける判定機関において、準則第3第3号及び第4号に該当する建築物の計画について判定を行わないものであること。

### 3 事務所の設置

第3第1号に該当する建築物の計画について判定業務を行う場合は、広島県内で建築される建築物について、主たる判定の業務を行う事務所を広島県内に置くこと。

### 4 構造計算適合性判定員の配置

前号に規定する事務所に置く常勤及び非常勤の判定員の判定の業務に従事する日数の合計が1日当たり8時間として週5日以上であること。

## 第5 委任手続

知事は、判定機関の申出により委任をするものとし、委任手続の方法は知事が別に定める。ただし、委任内容を知事が変更する場合にあってはこの限りではない。

## 第6 委任の有効期間及び更新手続

委任は、委任した時点における判定機関の指定が効力を失う（法第77条の35の19第1項の規定による指定の取り消しの場合を含む。）まで有効とし、委任の更新は第5の手続きを準用する。

## 第7 委任の取消し等

知事は、判定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、その委任を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部もしくは一部を行わせないものとする。

### 附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

### 附則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

### 附則

第1 この基準は、令和7年3月25日から施行する。

第2 この基準の施行の前にした委任に対する、改正前のこの基準による各規定の適用については、なお従前の例による

### 附則

第1 この基準は、令和7年10月9日から施行する。

第2 この基準の施行の前にした委任に対する、改正前のこの基準による各規定の適用については、なお従前の例による